

令和7（2025）年11月4日

株式会社スリンクト 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3

TEL:076-254-6733 FAX:076-254-6744

E-mail:info@csnet-ishikawa.com

[連絡先] 藏大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912 金沢市大手町7番23号

TEL:076-234-5830 FAX:076-234-5831

申入書兼質問書

当法人は、平成29（2017）年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、貴社に対し、以下のとおり申入れ及び質問をさせていただきます。つきましては、本書面到達後1か月を目安に、文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本申入書兼質問書に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れ事項

1 ご注文確認画面

「らくとくへリマスコース」及び「らくとくモエマスコース」のご注文確認画面では、単価463円、個数1個、合計500円であることのみが上段部に記載されています。しかし、「らくとくへリマスコース」及び「らくとくモエマスコース」は、2回目以降の単価は463円から4,990円に変更となり、個数も1袋から2袋に変更となり、送料も発生します。また、初回分のみを受け取って解約する場合には、9,480円のキャンセル料が発生します。

特定商取引に関する法律12条の6第2項2号では、商品の分量（同条1項1号）や販売価格及び商品の送料（同条1項2号、11条1号）、解除に関する事項（同条1項2号、11条5号）について、人を誤認させるような表示をしてはならないと規定されています。

そこで、2回目以降の単価及び個数並びにキャンセル料も上段部に記載するよう申し入れます。

なお、ご注文確認画面の注意事項には、「2回目以降は50%OFFで1袋4,990円×2袋で9,980円（税込）+送料500円の合計10,480円」、「初回分のみお受け取りでの解約の場合は、通常価格9,980円から初回価格500円を引いた9,480円のキャンセル料を頂戴いたします」との記載があるものの、他の注意事項に埋没される形で記載されており、人を誤認させる表示であることに変わりはありません。

2 ウェブページ

「らくとくへリマスコース」のウェブページ¹及び「らくとくモエマスコース」のウェブページ²では、初回特別価格が500円（税込）であることが殊

¹ <https://herimus.jp/>

² <https://moemus.jp/>

更に強調され、2回目以降は2袋9,980円+送料500円の10,480円であることが一見して分からないように表示されています。

ご注文確認画面と同様、2回目以降は2袋9,980円+送料500円の10,480円であることを、少なくとも初回特別価格が500円(税込)であることの表示と同一のフォントサイズで表示するように申し入れます。

第2 質問事項

「らくとくへリマスコース」のウェブページ及び「らくとくモエマスコース」のウェブページでは、常に「今月分の在庫は残りわずかです!」、「在庫が少なくなっております!」、「先々月出荷分 完売御礼!」、「先月出荷分完売御礼!」等と表示されています。

そこで、「herimus」及び「moemus」それぞれについて、以下の点について回答を求めます。

- (1) 2024年1月以降の毎月の出荷量
- (2) 2024年1月以降の毎月の販売量
- (3) 2024年1月以降の毎月の在庫量

以上